

# 山 梨 県 医 療 審 議 会

日 時 平成30年5月29日(火)  
午後2時～  
場 所 ホテル談露館 2F 山脈

## 次 第

### 委嘱状交付式

- 1 委嘱状交付
- 2 福祉保健部長あいさつ

### 審議会次第

- 1 開 会
- 2 会長選任
- 3 会長あいさつ
- 4 議 題

( 1 ) 医療法人部会の委員の指名について

( 資料 1 )

( 2 ) 山梨県地域医療介護総合確保基金事業について

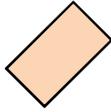
( 資料 2 )

# 第16次山梨県医療審議会委員

任期：平成30年5月29日～平成32年5月28日

令区分	選出区分	役職名	氏名
医療を提供する 立場にある者	医師会	山梨県医師会会長	今井 立史
		山梨県医師会副会長	刑部 利雄
		山梨県医師会副会長	手塚 司朗
		山梨県医師会理事	中澤 良英
	歯科医師会	山梨県歯科医師会会長	三森 幹夫
		山梨県歯科衛生専門学校長	七沢 久子
	薬剤師会	山梨県薬剤師会会長	内藤 貴夫
	看護協会	山梨県看護協会会長	古屋 玉枝
	病院等関係者	山梨大学医学部附属病院副病院長	榎本 信幸
		山梨県民間病院協会専務理事	高原 仁
		山梨県精神科病院協会会長	久保田 正春
		山梨県官公立病院等協議会長	東田 耕輔
		山梨県老人保健施設協議会長	福田 六花
		山梨県リハビリテーション病院・施設協議会長	須原 芳宏
山梨県訪問看護ステーション連絡協議会長		並木 奈緒美	
医療を受ける立場にある者	山梨県市長会理事	渡辺 英子	
	山梨県町村会長	小林 優	
	山梨県国民健康保険団体連合会理事長	石井 由己雄	
	山梨県社会福祉協議会理事	鷲見 よしみ	
	山梨県交通安全母の会連合会長	藤江 達子	
	山梨県連合婦人会長	高村 里子	
学識経験者	山梨大学教授	井上 克枝	
	山梨県消防長会長	中澤 勝也	
	弁護士	田中 悟史	
	山梨大学大学院教育学研究科教授	小山 勝弘	
	山梨県立大学看護学部教授	村松 照美	

# 山梨県医療審議会 座席表



議長

【欠席】

小林委員(県町村会長)  
村松委員(県立大学看護学部教授)  
渡辺委員(県市長会理事)

(50音順)

報道  
10席

(県国民健康保険  
団体連合会理事長)

石井 委員

手塚 委員

(県医師会副会長)

(山梨大学教授)

井上 委員

内藤 委員

(県薬剤師会長)

(県医師会長)

今井 委員

中澤(勝)委員

(消防長会長)

(山梨大学医学部  
附属病院副院長)

榎本 委員

中澤(良)委員

(県医師会理事)

(県医師会副会長)

刑部 委員

七沢 委員

(県歯科衛生専門  
学校長)

(県精神科病院  
協会会長)

久保田 委員

並木 委員

(県訪問看護ステーション  
連絡協議会長)

(山梨大学大学院  
教授)

小山 委員

東田 委員

(県官公立病院等協議  
会長)

(県リハビリテーション  
病院・施設協議会長)

須原 委員

福田 委員

(県老人保健施設協議  
会長)

(県社会福祉協議会理事)

鷺見 委員

藤江 委員

(県交通安全母の会  
連合会長)

(県民間病院協専務理事)

高原 委員

古屋 委員

(県看護協会会長)

(県連合婦人会長)

高村 委員

三森 委員

(県歯科医師会長)

(弁護士)

田中 委員

一般  
傍聴  
10席

出  
入  
口

(事務局)

福祉保健部次長	福祉保健部長	医務課長	(司会)

## 医療法施行令（抄）

（昭和23.10.27 政令326）

（都道府県医療審議会）

第5条の16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 山梨県医療審議会運営規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の22の規定に基づき、山梨県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会 議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 議長は、必要と認めたときは、委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 4 審議会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記録しておかなければならない。

### (部 会)

第3条 審議会に医療法人部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。
- 3 会長は、審議会において調査審議する必要がある場合には、当該審議事項を前項の所掌事項に従い、部会に付議することができる。

### (部会の決議)

第4条 部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

### (準 用)

第5条 第2条の規定は、部会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### (専門委員)

第6条 専門委員は、審議会又は部会が必要と認めた専門事項に関する調査審議を行うものとする。

### (庶 務)

第7条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部医務課において処理する。

### (雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

## 附 則

この規程は、昭和62年3月24日から施行する。

この規程は、平成3年8月22日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

## 別 表

医療法人部会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 医療法人の設立認可に関する事</li><li>2 医療法人の解散に関する事</li><li>3 医療法人の業務停止命令及び役員解任勧告に関する事</li><li>4 医療法人の認可の取り消しに関する事</li><li>5 その他医療法人に関する事</li></ol>
--------	---